岩手県から期間限定の措置のお知らせ

自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの方へ

～新型コロナウイルスの影響による有効期間の延長について～

申請や診断書の取得に伴う接触を減らし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、お手持ちの受給者証の有効期限を延長します。

1　延長の内容

お手持ちの受給者証の有効期間の満了日を1年後まで延長します。

2　延長の対象となる方

現在、自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちで、
令和2年3月1日から令和3年2月28日までに有効期間が満了する方。

※　すでに再認定申請を済ませた方や、その他やむを得ない理由により今後再認定申請をおこなう方には、新しい受給者証が発行されます。

3　延長のための手続き

診断書の取得、市町村窓口でのお手続きは不要です。
（お手持ちの受給者証を読み替えて対応します。）

4　その他

○　この延長については、市町村と医療機関にもお知らせしています。
○　再認定以外（変更・再交付）は、通常どおりのお手続きとなります。
○　郵送でのお手続きについては、お住まいの市町村にご確認ください。

5　お問い合わせ先

お住まいの市町村

（うら面へ）

【参考１】　受給者証の有効期間の延長と読み替え方

延長前（読み替え前）						延長後（読み替え後）			
開始日			終了日			→	終了日		
令和元年	4月	1日	令和2年	3月	31 日	→	令和3年	3月	31 日
令和元年	5月	1日	令和2年	4月	30 日	→	令和3年	4月	30 日
令和元年	6月	1日	令和2年	5月	31 日	→	令和3年	5月	31 日
（ 省 略 ）									
令和2年	1月	1日	令和2年	12月	31 日	→	令和3年	12月	31 日
令和2年	2月	1日	令和3年	1月	31 日	→	令和4年	1月	31 日
令和2年	3月	1日	令和3年	2月	28 日	→	令和4年	2月	28 日

【参考２】　自立支援医療（精神通院）受給者証の見方

下の受給者証は、参考１のように読み替えることで、令和３年４月30日までそのまま使用できます。

【参考３】　再認定申請と診断書の提出時期

再認定申請をおこなう予定であった方の受給者証の有効期間の延長に合わせて、再認定申請手続きは、次のアまたはイのとおり、そのまま１年間先送りされることになりますのでご注意ください。

ア　本来予定していた再認定申請時に診断書の提出が**必要**であった方

	令和元年６月	令和２年６月	令和３年６月	令和４年６月
認定と有効期間	前回認定（有効期間１年間）	有効期間１年間延長（さらに１年間有効）	次回認定（有効期間１年間）	次々回認定（有効期間１年間）
再認定申請手続	再認定申請（診断書なし）	（手続きなし）	再認定申請（診断書あり）	再認定（診断書なし）
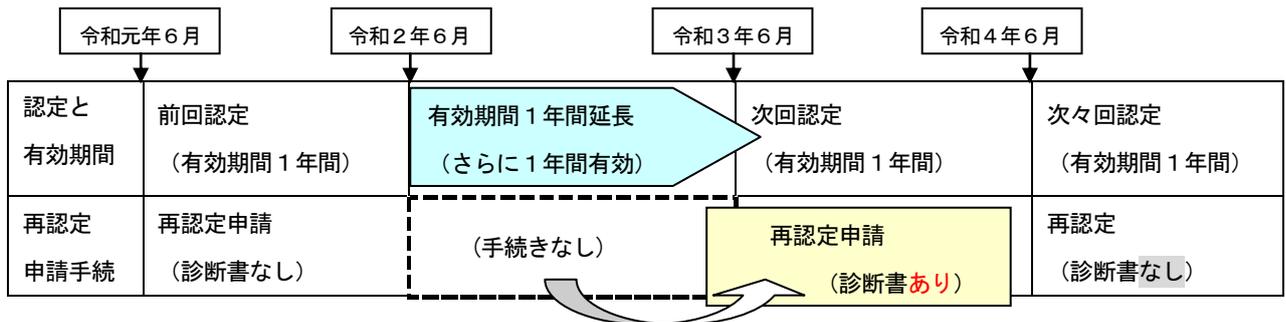
イ　本来予定していた再認定申請時に診断書の提出が**不要**であった方

	令和元年６月	令和２年６月	令和３年６月	令和４年６月
認定と有効期間	前回認定（有効期間１年間）	有効期間１年間延長（さらに１年間有効）	次回認定（有効期間１年間）	次々回認定（有効期間１年間）
再認定申請手続	再認定申請（診断書あり）	（手続きなし）	再認定申請（診断書なし）	再認定（診断書あり）
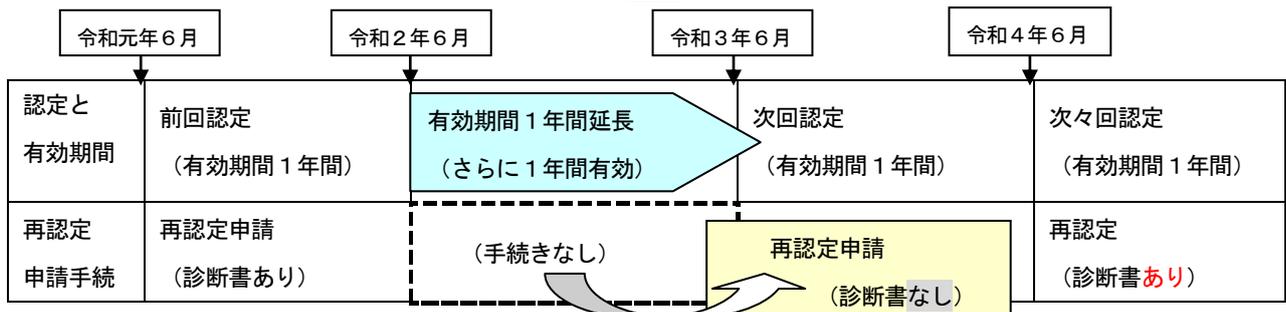
※　上のアとイは、毎年６月に有効期間が満了する場合の例ですが、６月以外に有効期間が満了する方についても、同じ考え方になります。

岩手県